

事案書（経営会議 調整会議）

開催日：令和4年2月17日（木）

担当課：市長室 危機管理課

件 名：大和市国土強靱化地域計画について

提出理由：大和市国土強靱化地域計画の策定にあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景

- ・国は、東日本大震災を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を施行し、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を閣議決定した。
- ・神奈川県は、基本法第13条において、地方自治体は当該区域における国土強靱化の施策の推進に係る基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとされていることなどから、平成29年3月に「神奈川県国土強靱化地域計画」を策定した。
- ・また、国は、令和3年1月、地域計画策定の促進のため、国土強靱化に関連する交付金・補助金について、令和4年度以降、地域計画の策定を交付の要件とする方針を示した。

2. 計画策定の考え方

- ・国、県の動きを受け、大規模自然災害が発生した場合でも、機能不全に陥らず、市民の生命及び財産を守れるよう、本市の強靱化の指針となる「大和市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。
- ・基本法第14条で求められているように基本計画と本計画の調和を図る。
- ・地震、地震火災、火災、風水害（豪雨・洪水等）、崖崩れ等の大規模な自然災害を想定する。

3. 計画の位置づけ

- ・基本法第13条に基づく地域計画とする。
- ・本市の最上位の計画である「健康都市やまと総合計画」（以下「総合計画」という。）及び大和市地域防災計画をはじめとする各分野別計画との整合を図る。

4. 計画の概要

(1) 構成

- ・本計画において本市の強靱化のための対応方針や施策、取組の方向性をまとめるとともに、本計画に基づき実施する個別事業とその具体的内容を「大和市国土強靱化地域計画 個別事業編」（以下「個別事業編」という。）で示す。

(2) 目標等の設定

- ・基本計画及び県地域計画に基づき、4つの「基本目標」とこれらの達成に必要な8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。
- ・基本計画及び県地域計画との調和並びに本市の地域特性を考慮し、「事前に備えるべき目標」と関連する30のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定する。

(3) 脆弱性の評価、施策・取組の方向性

- ・国土強靱化の推進に必要な対策を明らかにするため、基本法に基づきリスクシナリオごとに脆弱性を評価し、その評価結果等を踏まえて86の施策と179の取組の方向性を設定する。

(4) 計画の推進

- ・本計画に係る事業は多岐にわたるため、全庁的な体制の下で推進するとともに、個別事業編を毎年更新し、新規事業や交付金・補助金の変更などに適時適切に対応する。
- ・効率的・効果的な強靱化推進に向けた施策の重点化のため、人命保護を最優先とするとともに、市民生活に大きな影響を与える16の「重点化リスクシナリオ」を指定する。
- ・総合計画、分野別計画等において行う進捗管理との連携により本計画の進捗状況を把握する。
- ・総合計画の改定、関係法令の改正、基本計画や県地域計画の見直し、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、概ね5年を目安に見直しを行い、必要に応じて改訂を行う。

経 過

- R3. 5 第1回庁内検討会議
- R3. 6 目標、リスクシナリオ意見集約
- R3. 7 第2回庁内検討会議
- R3. 8 関連事業等意見集約
- R3.11 たたき台意見集約
- R4. 1 素案意見集約

今後の予定

- R4. 2～3 市民意見公募手続きの実施
- R4. 3 パネル展示会の実施
- R4. 3 大和市国土強靱化地域計画の策定